

【研究ノート】

# 退職給付会計情報のオンバランス化による経営者行動の変化 —退職給付会計基準の改正の影響による確定給付退職給付制度の改定と廃止—

野坂 和夫 (名古屋商科大学)

退職給付会計基準の改正に伴って、未認識退職給付債務がオンバランスされることになったが、従来の会計基準においても、未認識退職給付債務は注記によって開示されていた情報である。本論文では、このような退職給付会計基準の改正が経営者行動に与えた影響の考察を行った。具体的には、①改正会計基準の公開草案の公表後のタイムシリーズ(時系列)データ、および、②確定給付企業年金制度の改定または廃止が行われた企業と行われなかった企業のクロスセクションデータの2ケースを分析対象とし、当該データの概観および実証分析を行うことにより、経営者行動が影響を受けた可能性があるとは結論付けた。経営者は、退職給付会計基準の改正に影響を受け、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実行したと考えられ、具体的には、退職給付会計に関する会計情報に限定されるが、経営者は、注記情報で開示する内容と、オンバランス化される内容を同等とみなしているのではなく、オンバランス情報をより重要視している可能性が示唆された。

キーワード：オンバランス情報、注記情報、退職給付会計基準の改正、未認識退職給付債務、経営者行動

## I 経営者行動の変容に対する 問題意識

経営者行動に対して、非常に重要な影響を与えたと考えられるのが、退職給付会計基準の改正である(企業会計基準委員会 [2012a], [2012b])。この改正された退職給付会計基準により、連結財務諸表に限ったことではあるが、オフバランスであった未認識退職給付債務(未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用)をオンバランスしなければならなくなり、よって、未認識退職給付債務が貸借対照表上に顕在化することになった。すなわち、経営者が純資産および包括利益額を一定水準に維持する

動機を有しているならば、経営者は、注記開示であった未認識退職給付債務のオンバランス化による負の影響を軽減すると考えられる。ここで、会計基準の改正により未認識退職給付債務がオンバランスされるとしても、未認識退職給付債務は従来の会計基準から、注記によって開示されていた同一の内容の情報である。このため、もし、経営者行動が影響を受けているとすれば、注記情報よりもオンバランス表示による開示情報を、経営者は重要視していると考えられる。

以上から、本論文では、退職給付会計基準の改正が経営者行動に与えた影響のメカニズムを、実証的にデータ解析を行い解明することを

目的とする。改正退職給付会計基準の公開草案(企業会計基準委員会[2010a], [2010b])の公表後から退職給付会計基準改正以降を分析対象期間とし、経営者が報告利益の管理を目的として制度改定する場合には、どのようなタイミングで、また、どのような企業で制度改定が行われるのか、その原因と結果の因果関係を考察する。

このため、まず、第2節で先行研究をレビューし、第3節で改正退職給付会計基準の概要をレビューする。次に、第4節で特定する分析対象企業(サンプル企業)の経営者行動、すなわち、確定給付企業年金制度の改定と廃止に関する実態を第5節に示す。最後に、日本企業の経営者行動の実態を踏まえて、第6節で①タイムシリーズ(時系列)データ、および、第7節で②クロスセクションデータの2ケースを分析対象とし、当該データの概観および実証分析を行うことにより、退職給付会計基準の改正が経営者行動に影響を与えている可能性を示唆する。具体的には、①改正退職給付会計基準の公開草案の公表後から退職給付会計基準改正以降に、日本企業の経営者行動が影響を受けている可能性を分析する。そして、②公開草案の公表後に、確定給付企業年金制度の改定または廃止が行われた企業と行われなかった企業には、財務的特質の差異があるか否かを分析する。さらに、タイムシリーズデータおよびクロスセクションデータの2ケースの分析結果として、退職給付会計基準の改正が経営者行動に影響を与えている可能性が示唆されるのであれば、経営者は注記情報よりもオンバランス表示による開示情報の方を重要視している可能性を示唆する。

## II 先行研究のレビューおよび 本論文の位置付け

退職給付会計の会計的要因や財務的要因が、退職給付制度の改定に与えた影響に関する先行研究を、以下に示す。まず、米国企業を対象と

したものは、Stone [1991], Haw *et al.* [1991], Petersen [1994], D'Souza *et al.* [2008], Beaudoin *et al.* [2011], Comprix and Muller [2011], D'Souza *et al.* [2013], Jones [2013], Choy *et al.* [2014], および, Rauh *et al.* [2017] である。英国企業を対象としたものは、Klumpes *et al.* [2003], Klumpes *et al.* [2007], Klumpes *et al.* [2009], および, Yu [2016] である。蘭国企業を対象としたものは、Swinkels [2011] である。

Stone [1991] は、負債の減少や配当維持を目的として、業績(代理変数:純利益/総資産)の悪い企業ほど、確定拠出企業年金制度を採用する傾向が高いことを確認した。Petersen [1994] は、営業キャッシュ・フローが過去10年平均の半分未満に落ち込んだ企業ほど、また、株式の時価簿価比率が低いほど、確定拠出企業年金制度を採用する傾向が高いことを確認した。Haw *et al.* [1991] は、積立超過の退職給付制度の企業を対象分析対象として、収益性(代理変数:EPS (primary Earnings Per Share excluding extraordinary items)の変動額/時価総額)の低い企業ほど、レバレッジ(代理変数:長期負債/自己資本)の高い企業ほど、また、負債契約における財務制限条項に抵触する可能性のある企業ほど、退職給付制度を終了させ、米国基準SFAS88 (Financial Accounting Standards Board 1985b)に基づく制度終了益を計上する傾向が高いことを確認した。D'Souza *et al.* [2008] は、退職給付費用の高い企業ほど、確定給付企業年金制度からキャッシュ・バランス・プランへの制度移行を行う傾向が高いことを確認した。D'Souza *et al.* [2013] は、キャッシュ・バランス・プランへの制度移行を行った企業は、確定給付企業年金制度を維持した企業よりも、積立率(代理変数:(年金資産 - PBO (Projected Benefit Obligation))/PBO)が高く、インタレスト・カバレッジ・

レシオが低く、また、企業規模（代理変数：総資産の自然対数）が大きいことを確認し、キャッシュ・バランス・プランへの制度移行を行った企業は、確定給付企業年金制度を廃止した企業よりも、積立率（代理変数：（年金資産－PBO）／PBO）が高く、収益性（代理変数：ROA（Return on Assets））が高く、企業規模〔代理変数：総資産の自然対数と時価総額の自然対数〕が大きく、また、PBO／総資産が大きいことを確認した。さらに、キャッシュ・バランス・プランへの制度移行を行った企業と確定給付企業年金制度を維持した企業を比較すると、収益性（代理変数：ROE（Return on Equity））が低い企業ほど、また、PBO／総資産が小さい企業ほど、キャッシュ・バランス・プランへの制度移行を行う傾向が高いことを確認し、キャッシュ・バランス・プランへの制度移行を行った企業と確定給付企業年金制度を廃止した企業を比較すると、収益性（代理変数：ROE）が高い企業ほど、PBO／総資産が大きい企業ほど、積立率（代理変数：（年金資産－PBO）／PBO）が高いほど、また、企業規模（代理変数：総資産の自然対数）が大きい企業ほど、キャッシュ・バランス・プランへの制度移行を行う傾向が高いことを確認した。積立率が高い企業がキャッシュ・バランス・プランへの制度移行を行う傾向が高いことは、移行前の確定給付企業年金制度に積立不足がある場合は、積立不足分を一括拋出して移行する必要があるためと考えられる。Beaudoin *et al.* [2011] は、米国基準 SFAS158（Financial Accounting Standards Board 2006）の導入により、年金資産の積立不足が大きい企業ほど、PBOが大きい企業ほど、年金資産が小さい企業ほど、また、業績（代理変数：EBIT（Earnings before Interests and Taxes）／総資産）の悪い企業ほど、確定給付企業年金制度の改定または廃止を行う傾向が高いことを確認した。Comprix

and Muller [2011] と Choy *et al.* [2014] は同様のリサーチ・デザインにより、年金資産の積立率が高い企業ほど、また、規模（代理変数：総資産の自然対数）が小さい企業ほど、確定給付企業年金制度の廃止を行う傾向が高いことを確認した。しかし、Comprix and Muller [2011] は、売上の増加率が小さい企業ほど、廃止を行う傾向が高いことを確認したのに対して、Choy *et al.* [2014] は、売上の増加率が大きい企業ほど、廃止を行う傾向が高いことを確認した。Jones [2013] は、SFAS158の導入の影響を抑えるため、未認識退職給付債務が大きい企業ほど、また、規模（代理変数：株式の市場価値）が小さい企業ほど、確定給付企業年金制度の改定または廃止を行う傾向が高いことを確認した。Rauh *et al.* [2017] は、キャッシュ・バランス・プランを除く確定給付企業年金制度の廃止を行った企業は、廃止を行っていない企業よりも、総資産が小さく、が高く、インタレスト・カバレッジ（代理変数：EBIT／支払利息）が高く、EBITDA（Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization）／売上高が高く、ABO（Accumulated Benefit Obligation）、ABO／総資産およびABO／総給与支給額が大きく、総給与支給額、総給与支給額／総資産および制度加入者一人当たりの給与支給額が大きく、積立率（代理変数：（年金資産－ABO）／ABO）が高く、および、勤務費用／総給与支給額および勤務費用／ABOが大きいことを確認した。また、キャッシュ・バランス・プランの廃止を行った企業は、廃止を行っていない企業よりも、インタレスト・カバレッジが高く、ABOが大きく、総給与支給額／総資産が大きく、積立率が高く、勤務費用／ABOが大きく、および、昇給率が高いことを確認した。

Klumpes *et al.* [2003] は、年金資産の積立率が低い企業ほど、確定給付企業年金制度の廃

止を行う傾向が高いことを確認した。また、廃止を行った企業は、廃止を行っていない企業よりも、年金資産の積立率とフロー積立率（代理変数：掛金拠出額／給付額）が低いこと、また、レバレッジ（代理変数：長期負債／総有形資産）が高いことを確認した。Klumpes *et al.* [2007] は、年金レバレッジ（代理変数：積立不足（または超過）調整後の長期負債／総有形資産）が高い企業ほど、確定給付企業年金制度の廃止を行う傾向が高いことを確認した。さらに、廃止を行った企業は、廃止を行っていない企業よりも、フロー積立率が低く、年金レバレッジが高いことを確認した。Klumpes *et al.* [2009] は、積立率とフロー積立率が低い企業ほど、確定給付企業年金制度の廃止を行う傾向が高いことを確認した。また、廃止を行った企業は、廃止を行っていない企業よりも、積立率が低いことを確認した。Yu [2016] は、PBOがABOよりも大きい（代理変数：(PBO - ABO) / 自己資本）ほど、また、積立不足の退職給付制度の企業の方が、現在の制度加入者に追加的な給付を発生させない、確定給付企業年金制度の硬凍結（Hard Freeze）を行う傾向が高いことを確認した。Swinkels [2011] は、IFRS (International Financial Reporting Standards) の導入により、資本金に比して年金基金の規模（代理変数：年金資産）が大きい企業ほど、確定給付企業年金制度から確定拠出企業年金制度へ移行する傾向が高い可能性を示唆した。

次に、日本企業を対象としたものは、上野 [2007]、上野 [2008]、吉田 [2007]、および、吉田 [2009] である。上野 [2007] および上野 [2008] は、退職給付費用が多額であるほど、また、未認識数理計算上の差異が多額であるほど、厚生年金基金の代行返上する傾向が高いことを確認した。吉田 [2007] は、電機機器産業と商業（卸売小売業）が確定給付企業年金制度を導入している企業数の最も多いため、この2

つの業種を分析対象として、積立不足が多い企業ほど、また、業績（代理変数：総資産経常利益率）の悪い企業ほど、確定拠出企業年金制度やキャッシュ・バランス・プランを採用していることを確認した。吉田 [2009] は、退職給付債務や負債が多い企業ほど、また、キャッシュ・フローの変動が大きい企業ほど、確定給付企業年金制度やキャッシュ・バランス・プランを採用していることを確認した。さらに、業績（代理変数：総資産経常利益率、または、営業キャッシュ・フロー／総資産）の良くない企業ほど、また、積立不足が多い企業ほど、確定拠出企業年金制度やキャッシュ・バランス・プランを採用するインセンティブが強いが、確定拠出企業年金制度については制度移行時の積立不足を補填しなければならないことから、業績の良い企業ほど、また、積立不足が少ない企業ほど採用していることを確認した。

本論文は、退職給付制度の積立不足の存在と財務諸表が受ける負の影響の関連性から、経営者の実体的裁量行動を分析する。しかし、以上の先行研究とは異なり、改正退職給付会計基準の公開草案の公表後から退職給付会計基準改正以降を分析期間とし、注記情報に開示されていた同一内容の未認識退職給付債務のオンバランス化による貸借対照表上の負の影響を軽減させるため、退職給付制度の積立不足に対応すべく制度改定に至る経営者行動の、原因と結果の因果関係の可能性を分析することを目的とする。

### III 改正退職給付会計基準の概要 —未認識退職給付債務のオンバランス、 および、その公表時期—

本節では、本論文の分析に関わる部分について、改正された退職給付会計基準の概要をレビューする。まず、連結貸借対照表に与える影響は、遅延認識としてオフバランスが認められていた未認識退職給付債務（未認識数理計算上の

差異および未認識過去勤務費用）が、オンバランスされなければならなくなったことである。具体的には、未認識退職給付債務について、税効果会計を適用した上で、連結貸借対照表の純資産の部に「退職給付に係る調整累計額」（その他の包括利益累計額）として認識されることとなり、かつ、それに対応する退職給付制度の積立状況を示す額が「退職給付に係る負債」（または「退職給付に係る資産」として、負債（または資産）に計上されることになった。

次に、連結損益計算書に与える影響として、従来と同様に、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理することになるので、当期純利益への影響はない。ただし、包括利益計算書に与える影響は連結貸借対照表に与える影響と表裏一体の影響なので、未認識退職給付債務の当期発生額のうち、費用処理されない部分は「退職給付に係る調整額（その他の包括利益）」として計上されることになる。また、その他の包括利益累計額に計上されている未認識退職給付債務のうち、当期に費用処理された部分は包括利益計算書において、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。なお、これら処理には税効果会計が適用されることになる。

以上の改正の概要は、従来から注記により開示されていた情報と同様の内容である。しかし、前述したように、未認識退職給付債務は連結貸

借対照表に対して、オンバランスという直接的な影響を与えるようになった。また、連結損益計算書の当期純利益には影響を与えないとしても、未認識退職給付債務が包括利益計算書で認識されることによって、連結損益計算書に対して間接的な影響を与えるようになった。

最後に、その公表時期であるが、公開草案は2010年3月18日（2009年度）であり、また、改正基準は2012年5月17日（2012年度）である。なお、改正基準は、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末から適用されることになっており、また、2013年4月1日以後開始する事業年度の期首から（つまり、四半期決算から）早期適用することも認められている。

#### IV 分析対象とするサンプル企業の特定

下記のデータは、日本経済新聞社による情報提供サービスであるNEEDS-Financial QUESTから入手したものである。なお、本論文では、連結損益計算書上の報告利益の細区分の問題から、全国証券取引所の上場企業のうち、銀行・証券・保険を除く一般事業会社を分析対象のサンプル企業とする。

そして、改正された日本基準の影響による経営者行動を分析対象としていることから、連結財務諸表を作成していない企業、および、SEC（U. S. Securities and Exchange Commission）

図表1 サンプル企業

（単位：社）

年	2010	2011	2012	2013	2014
データ収録企業数（本論文で分析対象とする項目が全て含まれている企業数）	2,724	2,739	2,758	2,777	1,961
除外					
連結財務諸表を作成していない企業	401	369	350	329	214
SEC基準適用企業・IFRS基準適用企業	37	37	37	46	51
利益となる未認識退職給付債務発生	70	73	71	75	53
明らかなデータ不整合	44	53	45	53	38
分析対象企業数	2,172	2,207	2,255	2,274	1,605

基準適用企業・IFRS基準適用企業を除外した。さらに、非常に少ないケースであるが、オンバランス化が負の影響とはならない利益となる未認識退職給付債務が発生している企業、および、明らかにデータが不整合である企業（例えば、償却年数・償却額・未認識額の不整合性が著しい企業）を除外した。また、データの設定期間は本論文において、例えば2010年のデータの場合、決算日が2010年3月31日～2011年3月30日としている。

なお、NEEDS-Financial QUESTは、企業の退職給付制度の採用状況に関するデータ項目（各制度採用を示すフラグなど）は、2010年から入手できるため、分析対象期間は、2010年～2013年とする。そして、NEEDS-Financial

QUESTは時期的に入手できるデータに制約があるため、2014年は、本論文の分析時において入手可能であった、決算日が2014年3月31日の企業を分析対象とする。結果として、データ入手可能期間は、本論文の分析対象期間である、改正退職給付会計基準の公開草案の公表後から退職給付会計基準改正以降となる。

## V 退職給付制度の採用状況の推移と確定給付企業年金制度の改定と廃止の状況の推移

図表2より、公開草案の公表後、かつ、改正基準の公表後に、確定給付企業年金制度を採用している企業の割合が減少しており、その反対の影響として、確定拠出企業年金制度を採用し

図表2 退職給付制度の採用状況の推移

(単位：社)

年	2010	2011	2012	2013	2014
確定給付企業年金制度採用	1,110 (51.1%)	966 (43.8%)	865 (38.2%)	829 (36.5%)	560 (34.9%)
確定拠出企業年金制度採用	239 (11.0%)	333 (15.1%)	410 (18.2%)	433 (19.0%)	332 (20.7%)
2制度の併用	466 (21.5%)	524 (23.7%)	567 (25.1%)	579 (25.5%)	418 (26.0%)
企業年金制度採用なし	357 (16.4%)	384 (17.4%)	413 (18.3%)	433 (19.0%)	295 (18.4%)
分析対象企業数	2,172	2,207	2,255	2,274	1,605

\* 本論文における確定給付企業年金制度は、確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金制度だけではなく、適格退職年金制度や厚生年金基金制度を含む。

\* NEEDS-Financial QUESTにおける各制度採用を示すフラグから、図表2を集計した。

図表3 確定給付企業年金制度の改定または廃止

(単位：社)

年	2010 → 2011	2011 → 2012	2012 → 2013	2013 → 2014
確定給付企業年金制度の改定	43	28	8	7
確定給付企業年金制度の廃止	89	70	25	12
合計	132	98	33	19
【図表2】「確定給付企業年金制度採用」に占める割合	11.9%	10.1%	3.8%	2.3%

図表4 企業年金制度の平均運用利回り（修正総合利回り）

(単位：%)

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
平均運用利回り	19.16	4.50	-10.58	-17.80	14.29	-0.54	1.82	11.17	8.80	11.06	-0.92

(出典：企業年金連合会のホームページ

<http://www.pfa.or.jp/jigyotokei/shisanunyo/shisanunyo01.html>)

ている企業および企業年金制度を採用していない企業の割合が増加している。また、2制度を併用している企業のほとんどは、確定給付企業年金制度を採用していた企業が、その一部を確定拠出企業年金制度に移行した場合が一般的であり、このような2制度を併用している企業の割合も増加している。

本論文では、確定給付企業年金制度の改定を、確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行すること定義する。一方、確定給付企業年金制度の廃止を、確定給付企業年金制度の全部を確定拠出企業年金制度に移行、または、その全部もしくは一部を廃止することと定義する。

図表3より、公開草案の公表後に、確定給付企業年金制度の改定または廃止を行った企業が相対的に多いことが示されている。つまり、改正基準の公表後よりも、公開草案の公表後の方が、確定給付企業年金制度の改定または廃止を行った企業が多いということは、公開草案の公表後の方が、経営者行動により大きな影響を与えている可能性を示唆している。

ここで、公開草案の公表ではなく、経済情勢、つまり、企業年金制度の運用成績の悪化などによって、確定給付企業年金制度の改定または廃止が促された可能性も考えられる。

前述したように、公開草案の公表時期は2010年3月18日（2009年度）であり、また、改正基準は2012年5月17日（2012年度）である。これ

らの公表後においては、図表4の企業年金制度の平均運用利回りを鑑みれば、2010年度以前は運用成績が悪化していたが、2011年度以降は運用成績が回復基調にあることが示されている。

## VI タイムシリーズデータの実証分析

### 1. 仮説の設定およびリサーチ・デザイン

これまでの退職給付制度の採用状況の推移と確定給付企業年金制度の改定または廃止の状況の推移のデータの概観を踏まえて、次の仮説を設定する。

仮説：『未認識退職給付債務がオンバランスされる改正基準の公開草案の公表によって経営者行動は影響を受け、その公表以降、確定給付企業年金制度の改定または廃止が促進される。』

そして、リサーチ・デザインとして、公開草案および改正基準の公表後の推移において、分析対象としたサンプル企業に占める、確定給付企業年金制度を採用していない企業の割合の差に、統計的な有意性があるか否かを確認する。具体的には、サンプル企業に占める、確定拠出企業年金採用、2制度（確定給付企業年金および確定拠出企業年金）採用、および、企業年金制度を採用していない企業の割合を、分析対象の標本（サブ・サンプル）として検定の対象とする。

### 2. 仮説の検定

以下の図表5の見方は、「列」から「行」への母比率の差の検定：z値（片側検定）である。

図表5 公開草案および改正基準の公表の影響による経営者行動の検定結果

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
2010年					
2011年	9.3225***				
2012年	10.5718***	5.8775***			
2013年	11.3387***	6.6943***	4.2111***		
2014年	11.8723***	6.9812***	4.5322***	2.6593**	

\*\*\* 1%で有意 \*\* 5%で有意

以上から、本論文の分析期間を通じた、公開草案および改正基準の公表後における標本（サブ・サンプル）の比率に有意な差が生じているため、『未認識退職給付債務がオンバランスされる改正基準の公開草案の公表によって経営者行動は影響を受け、その公表以降、確定給付企業年金制度の改定または廃止が促進される。』を採択できる。

## Ⅶ クロスセクションデータの実証分析

### 1. 仮説の設定およびリサーチ・デザイン

公開草案の公表後に、確定給付企業年金制度の改定または廃止が行われた企業と行われなかった企業には、財務的特質の差異があるか否かを分析する。すなわち、公開草案の公表後においても、財政的余裕のある企業または業績の良い企業は、未認識退職給付債務がオンバランスされるとしても、確定給付企業年金制度の改定および廃止を実施しない傾向にあると考えられる。このため、以下の2つの仮説を設定し検定する。

仮説1：『より多額な未認識退職給付債務が発生している企業は、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施する。』

仮説2：『より利益の少ない企業は、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施する。』

そして、リサーチ・デザインとして、まず、仮説1については、「未認識退職給付債務／総資産」および「未認識退職給付債務／負債」の2つの財務指標を用いて、確定給付企業年金制

度の改定または廃止を実施した企業と実施しなかった企業との間に、統計的に有意な差があるか否かを検定する。未認識退職給付債務の発生額の相対的な大小は、企業の貸借対照表項目によって測定するのが妥当である。このため、未認識退職給付債務を総資産もしくは負債でデフレートした2つの財務指標を採用することが妥当である。

次に、仮説2については、「税金等調整前当期純利益／未認識退職給付債務」の財務指標を用いて、両者の間に統計的に有意な差があるか否かを検定する。未認識退職給付債務の発生額は、一定の年数で定期的に費用処理することになるので、企業の報告利益が影響を受けることになる。企業の報告利益として、税金等調整前当期純利益を分析対象とする。そして、税金等調整前当期純利益の相対的な大小は、将来的に費用処理され報告利益に影響を与える、未認識退職給付債務の発生額によって測定するのが妥当である。このため、税金等調整前当期純利益を未認識退職給付債務の発生額でデフレートした財務指標を採用することが妥当である。なお、分析対象の標本（サブ・サンプル）は、以下の図表6に示す。

### 2. 仮説の検定

まず、仮説1に関する財務指標の諸統計数値は、以下の図表7および図表8の通りである。

以上から、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業の方が、実施しなかった企業に比べて、上記2つの財務指標の平均値か

図表6 確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業と実施しなかった企業  
(分析対象年の総合計)

(単位：社)

確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業 (【図表3】総合計)	確定給付企業年金制度の改定および廃止を実施しなかった企業	合計；サブ・サンプル企業数 (【図表2】「確定給付企業年金制度採用」2010年～2013年合計)
282	3,488	3,770



つ中央値が大きい。つまり、多額の未認識退職給付債務が発生した企業の方が、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施するインセンティブが強いことを反映した結果であると考えられる。このため、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。そして、中央値の差に有意性があるか否かを検定する。

以上の結果から、2つの当該財務指標の平均値かつ中央値については、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業の方が、実施しなかった企業に比べて、有意に大きいという結論が導かれた。したがって、仮説1は支持される。

図表7 未認識退職給付債務／総資産の比較

	確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業	確定給付企業年金制度の改定および廃止を実施しなかった企業	サブ・サンプル企業 全社
平均	0.0583	0.0301	0.0323
中央値	0.0467	0.0161	0.0185
第1四分位	0.0251	0.0022	0.0040
第3四分位	0.0783	0.0401	0.0505
分散	0.0015	0.0016	0.0016
歪度	1.1836	2.3457	2.1517
尖度	1.5219	9.7032	8.3520

図表8 未認識退職給付債務／負債の比較

	確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業	確定給付企業年金制度の改定および廃止を実施しなかった企業	サンプル企業全社
平均	0.1038	0.0522	0.0583
中央値	0.0929	0.0301	0.0331
第1四分位	0.0431	0.0052	0.0069
第3四分位	0.1562	0.0682	0.0789
分散	0.0064	0.0051	0.0052
歪度	2.4872	1.6912	1.8136
尖度	9.8114	4.0953	5.0831

図表9 母平均の差と中央値の差の検定

	未認識退職給付債務／総資産	未認識退職給付債務／負債
母平均；t値	6.0421***	6.0992***
中央値； $\chi^2$ 値	12.0630***	12.0031***

\*\*\* 1%水準で有意

\* 標本（サブ・サンプル）の分散の比の検定：F値（片側検定）の結果、「未認識退職給付債務／総資産」については等分散性の仮定をおくことができるが（5%水準で有意）、「未認識退職給付債務／負債」については等分散性の仮定をおくことができない（10%水準でも有意ではない）。したがってこのため、母平均の差の検定を行うにあたって、「未認識退職給付債務／総資産」についてはt検定（片側検定）を行い、「未認識退職給付債務／負債」についてはウェルチのt検定（片側検定）を行っている。また、中央値の差を検定するにあたって、 $\chi^2$ 検定（片側検定）を行っている。

次に、仮説2に関する財務指標の諸統計数値は、以下の**図表10**の通りである。

以上から、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業の方が、実施しなかった企業に比べて、上記の財務指標の平均値かつ中央値が小さい。つまり、当該利益の少ない企業の方が、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施するインセンティブが強いことを反映した結果であると考えられる。このため、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。そして、中央値の差に有意性があるか否かを検定する。

以上の結果から、当該財務指標の平均値かつ中央値については、確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業の方が、実施しなかった企業に比べて、有意に小さいという結論が導かれた。したがって、仮説2は支持される。

なお、本論文で仮説1と仮説2が支持されたということは、前述した先行研究の吉田[2009]とは異なる結果が得られたということである。この理由として、本論文の分析期間においては**図表4**が示すように、実物経済が経営者行動に与える影響が考えられる。具体的には、吉田[2009]は、移行前の確定給付企業年金制度に積立不足がある場合は、積立不足分を一括拠出（一部移行の場合は、積立不足分のうち移行割合相当分を一括拠出）する必要があるため、企業年金制度の運用成績が回復すれば制度移行の一時拠出の負担も軽減されるので、制度移行しやすくなったことを示唆している。

## Ⅷ 結論

本論文におけるこれまでの考察から、タイムシリーズデータの分析結果およびクロスセクシ

**図表10 税金等調整前当期純利益／未認識退職給付債務の比較**

	確定給付企業年金制度の改定または廃止を実施した企業	確定給付企業年金制度の改定および廃止を実施しなかった企業	サンプル企業全社
平均	-2.6012	1.7553	1.4294
中央値	0.7421	1.1558	0.9892
第1四分位	0.6831	-0.0203	0.0536
第3四分位	1.9252	3.6986	3.2902
分散	834.12	25.1934	777.1383
歪度	-7.0150	6.1368	-6.9304
尖度	59.5346	62.9313	63.7798

**図表11 母平均の差と中央値の差の検定**

	税金等調整前当期純利益／未認識退職給付債務
母平均；t値	4.0856***
中央値； $\chi^2$ 値	7.1085***

\*\*\* 1%水準で有意

\* 標本（サブ・サンプル）の分散の比の検定：F値（片側検定）の結果、「税金等調整前当期純利益／未認識退職給付債務」については等分散性の仮定をおくことができるため（5%水準で有意）、母平均の差の検定を行うにあたって、t検定（片側検定）を行っている。また、中央値の差の検定を行うにあたって、 $\chi^2$ 検定（片側検定）を行っている。

ョンデータの分析結果が示唆するように、退職給付会計基準の改正が経営者行動に影響を与えたと考えられる。退職給付会計基準の改正による未認識退職給付債務のオンバランス化に伴って貸借対照表上に顕在化する負の影響を軽減させるため、退職給付制度における積立不足への対応を、経営者は実際の行動に移したのである。

本論文で示した先行研究の分析結果では、退職給付制度の積立不足の負の影響が貸借対照表上に顕在化したために、経営者が退職給付制度の給付水準の減額を行った可能性が示唆されている。それに対して、本論文の分析結果は、注記情報に開示されていた未認識退職給付債務のオンバランス化によって、経営者行動が同様の影響を受けたという可能性を示唆する。

ここで、会計基準の改正により未認識退職給付債務がオンバランス化されるとしても、それは従来の会計基準から、注記情報により詳細に開示されていた同一の内容がオンバランスされるのである。つまり、退職給付会計に関する会計情報に限定されるが、本論文の分析結果から導き出されるもう一つの結論として、経営者は、注記情報で開示する内容と、オンバランス化される内容を同等とみなしているのではなく、オンバランス情報をより重要視する可能性を示唆することができる。

しかし、本論文には幾つかの限界が存在する。まず、データの入手可能性の制約から、分析対象期間を公開草案の公表後の2010年以降に限定されている。このため、公表前の2010年以前のデータ傾向も分析することにより、公開草案の公表を契機として経営者行動に影響を与えたのか、検証することも重要である。次に、実物経済が経営者行動に与える影響も考えられるため、実物経済が与える影響をできるだけ除去するリサーチ・デザインを構築し、退職給付会計基準の改正が主として経営者行動に影響を与えたのか、検証することも重要である。また、他

の要因（企業属性や企業年金制度環境等を据える年度属性など）をコントロールし、制度改定と廃止の因果関係をより精緻に特定化するリサーチ・デザインが必要と考えられる。これらの追加検証は、今後の課題としたい。

#### （参考文献）

- Beaudoin, C. A., N. Chandar and E. M. Werner, "Good disclosure doesn't cure bad accounting - Or does it? Evaluating the case for SFAS No. 158", *Advances in Accounting*, Vol. 27, June, 2011, pp. 99-110.
- Choy, H. L., J. Lin and M. S. Officer, "Does freezing a defined benefit pension plan affect firm risk?", *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 57, No. 1, February, 2014, pp. 1-21.
- Comprix, J. and K. A. Muller III, "Pension plan accounting estimates and the freezing of defined benefit pension plans", *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 51, No. 1-2, February, 2011, pp. 115-133.
- D'Souza, J., J. Jacob and B. A. Lougee, "Why do firms convert to cash balance pension plan? : An empirical investigation", Working Paper, Cornell University, 2008.
- D'Souza, J., J. Jacob and B. A. Lougee, "Cash Balance Pension Plan Conversions : An Analysis Of Motivations And Pension Costs", *The Journal of Applied Business Research*, Vol. 29, No. 2, March/April, 2013, pp. 621-640.
- Financial Accounting Standards Board, *Employers' Accounting for Settlements and Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and for Termination Benefits*, Statement on Financial Accounting Standards No. 88, FASB, 1985.
- FASB, *Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans-An Amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132 (R)*, Statement on Financial Accounting Standards No. 158, FASB, 2006.
- Haw, I., K. Jung, and S. B. Lilien, "Overfunded defined benefit pension plan settlements without asset

- reversions”, *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 14, No. 3, September, 1991, pp. 295-320.
- Jones, D. A., “Changes in the Funded Status of Retirement Plans after the Adoption of SFAS No. 158 : Economic Improvement or Balance Sheet Management?”, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 30, No. 3, Fall, 2013, pp. 1099-1132.
- 企業会計審議会「退職給付に係る会計基準」・「同注解」1998年。
- 企業会計基準委員会「退職給付に関する会計基準(案)」企業会計基準公開草案第39号, 2010年a。
- 企業会計基準委員会「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」企業会計基準適用指針公開草案第35号, 2010年b。
- 企業会計基準委員会「退職給付に関する会計基準」企業会計基準第26号, 2012年a。
- 企業会計基準委員会「退職給付に関する会計基準の適用指針」企業会計基準適用指針第25号, 2012年b。
- Klumpes, P. J. M., Y. Li and M. Whittington, “The Impact of UK Accounting Rule Changes on Pension Terminations”, Working Paper, University of Warwick, 2003.
- Klumpes, P. J. M., Y. Li and M. Whittington, “The Impact of UK Pension Accounting Rule Change on Pension Curtailment Decisions”, SSRN Working Paper ID 436951, 2007.
- Klumpes, P. J. M., M. Whittington and Y. Li, 2009. “Determinants of the Pension Curtailment Decisions of UK Firms”, *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 36, No. 7-8, September/October, 2009, pp. 899-924.
- Petersen, M. A., “Cash flow variability and firm’s pension choice : A role for operating leverage”, *Journal of Financial Economics*, Vol. 36, No. 3, December, 1994, pp. 361-383.
- Rauh, J. D., I. Stefanescu and S. P. Zeldes, “Cost Saving and the Freezing of Corporate Pension Plans”, Columbia Business School Research Paper, No. 16-4, 2017.
- Stone, M., “Firm financial stress and pension plan continuation/replacement decisions”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 10, No. 3, Autumn, 1991, pp. 175-206.
- Swinkels, L., 2011. “Have pension plans changed after the introduction of IFRS?”, *Pensions : An International Journal*, Vol. 16, No. 2, November, 2011, pp. 244-255.
- 上野雄史, 2007. 「代行返上に関する企業の財政的要因の実証分析」『年報経営分析研究』第23号, 2007年, 69-76頁。
- 上野雄史『退職給付制度再編における企業行動－会計基準が与えた影響の総合的分析』中央経済社, 2008年。
- 吉田和生「確定拠出年金制度とキャッシュバランスプランの導入要因－電機機器産業と商業の分析－」『年金と経済』第26巻第3号, 2007年, 29-34頁。
- 吉田和生「確定拠出年金制度とキャッシュバランスプランの導入要因」『現代ディスクロージャー研究』第9号, 2009年, 1-16号。
- Yu, K., “Excess of the PBO over the ABO and hard pension freezes”, *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 46, No. 4, May, 2016, pp. 819-846.